

※ 申出がない時に面接指導を義務づける必要はないと考えるその他の理由等

労働者が健康状態を理解し健康管理の自己責任を取ることを原則とすべきである（3社）

本人の意思を尊重すべきである

本人の意思を確認する形式は維持すべきである

法的な義務づけを強化することは、労働者側の自主性や自己管理意識を失わせかねない

特定の者と周囲の意識によるところが大きい

当社では申出がなくても実施している（8社）

当社では就業規則で義務づけて実施している

当社では本人の申出を促す指導をしている

当社では健診時に全員が看護職と面談している

企業の考え方と責任に任せるべきである（2社）

企業独自のリスクを考慮して選定すべきである

健康管理の範囲は法令だけでなく企業ごとの安全配慮義務として対応すべきである

事業者が自主的に考え方を負うべきである

チェックリストで管理をしている（2社）

当社では申出者とチェックリストで要面談と判断された者を対象としており十分である

業務内容が違い時間で判断するには無理がある

当社のルールで会社と本人がともに状況を把握して本人の判断で受診しており十分である

人事担当者と看護職が対象者を観察して効果的な時期に面接指導を実施しており、法律で強制すると良好な制度が悪化することが想定される

法的な強制が逆効果になり面接を行う者の力量によっては効果が得られないおそれがある

一律でなく必要な者に必要な支援を行うべき

長時間労働者の健康管理は総合的に行うべき

面接指導より労働時間管理の強化に注力すべき

面接指導だけでは解決しない

過重労働対策は労務管理で、産業保健ではない

担当者を医師に限定した面接指導をこれ以上実施することは現状では困難である

担当する医師を手配することが困難である

すべての事業場で実施するには企業だけでなく地域の医療資源を活用する必要がある

義務化は本人の受診負担が増やすだけである

条件設定によっては過剰対応となるだけである

法令の完全遵守ができず法令違反が発生する

関連会社の規模により義務づけても実施できないところがある

長時間労働に従事していても健康な労働者がほとんどである

現在、地域産業保健センターを利用しているが医師の質が不統一で意味がないことがある

企業によっては負担が過剰になる（2社）

経費がかかり過ぎる

4 考察

本研究の回答率は 34.4% であり、回答を返送しなかった調査対象の約 2/3 の企業において特定の属性が存在するかどうかは不明である。業種ごとの回答率を調べると、もともと企業規模が大きな電力・ガス業の回答率が 56.3% を超えたことを除けば、回答率は情報通信業の 22.5% から製造業の 36.4% までの範囲となり、回答企業の分布は調査対象の母集団と大きな差はなかったと考え、本調査に回答した企業が示す特徴はわが国の主要な大企業のほぼすべてを包含している母集団にも当てはまる可能性が高いと考えた。

本調査の回答企業の主要な事業場における産業医の選任率が 95% 以上であったことは、労働者健康状況調査¹⁾における 1000 人以上の事業場と同様であり、妥当な結果であると考えた。

新しい社会政策は、大企業で導入されてから中小企業に普及していく経過をたどることが多いことから、本調査で確認された大企業の傾向は将来のわが国における企業の動向を推測することができると考えた。

長時間労働者に対する面接指導等を「本人の申出」がなければ実施しないという企業は 68 社 (13.2%) にとどまり、これらの大企業においては、「本人の申出」を条件としている法令通りに対象者を限定してはいないところが多いという実態が明らかとなった。また、対象者を「本人の申出」にかかわらず選定する際の労働時間について、法定の 100 時間超ではなく企業としての独自の基準を定めているところが 229 社 (44.5%) に達した。特に、具体的には時間外労働が 80 時間／月を超えた場合とするところが最多の 124 社で、労災認定基準を考慮して対象者を選定しているものと考えられた。平成 19 年度の労働者健康状況調査¹⁾の結果において社員数が 1,000 人以上の事業場における調査結果（参考表）においても、事業所で独自の基準を規定しているところや時間外・休日労働を 80 時間超の者を対象としていたところは大企業ほど多かったが、その実施率は本調査ほうが 20% 程度高かった。この理由は、両調査の実施時期には 2 年の差があり、この間に、面接指導を実施する範囲が拡大したことによる影響が影響したと考えた。

参考表 平成 19 年度の労働者健康状況調査結果に基づく大企業における医師による面接指導の対象者（複数回答、カッコ内は面接指導を実施している企業を 100% とした場合の値）

実施内容	5,000 人以上	1,000 人以上	全企業
時間外・休日労働が 1 か月当たり 100 時間を超え、申し出を行った労働者に対して医師による面接指導を実施した	15.2% (46.8%)	6.0% (28.8%)	2.8% (23.1%)
時間外・休日労働が 1 か月当たり 80 時間を超え、100 時間以下で、申し出を行った労働者に対して医師による面接指導等を実施した	8.6% (26.5%)	4.6% (22.2%)	2.2% (18.3%)

時間外・休日労働が 1か月当たり 45 時間を超え、80 時間以下で、必要と認めた労働者に 対して医師による面接指導等を実施した	7.0%	5.7%
2.1%	(21.6%)	(27.6%)
		(17.0%)
事業所で独自の基準を定め、基準に該当する労働者に対して医師による面接指導等を実施 した	10.3%	6.3%
	(31.8%)	(30.6%)
		2.9%
特段の基準はないが、その他必要に応じて適宜面接指導等を実施した	4.6%	6.7%
	(14.2%)	(32.3%)
		5.7%
面接指導を実施した	32.5%	20.7%
	(100.0%)	(100.0%)
		12.2%
		(100.0%)

5 結論

- 1) 労働者数が 1,000 人以上の大企業において、医師による面接指導を受けていなかった労働者で長時間労働による健康障害を生じた事例を経験したことがある企業は 33 社 (6.4%) であった。
- 2) 「本人の申出」がなくても何らかの基準に該当すれば面接指導を実施するところが 437 社 (84.9%) であった。
- 3) 「本人の申出」にかかわらず面接指導の対象者を選定する基準は、前月の時間外労働が 80 時間を超えた場合とする企業が最も多かった。
- 4) 「本人の申出」がなくても面接指導を実施することについて法的な義務が必要とする意見が 267 社 (51.8%) で、義務づけは不要とする意見の 174 社 (33.8%) を上回った。

6 参考文献

- 1) 平成 19 年度労働者健康状況調査 (<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/49-19.html>)
- 2) 川波祥子, 堀江正知: 医師による面接指導の実施状況に関する調査. 労働安全衛生広報 40 (11) : 26-31, 2008

7 過重労働による健康障害に関する 判例データベースの作成

過重労働による健康障害に関する判例データベースの作成

宮村欣裕¹、久野亜希子²、川波祥子¹、堀江正知¹

¹産業医科大学 産業生態科学研究所 産業保健管理学

²ひさの社会保険労務士事務所

要旨

本研究は、「労働判例 DVD」(産労総合研究所)に収録されている判例のうちから過重労働による健康障害について争われた 38 の裁判例を抽出して、その判決文から、使用者及び産業保健の担当者が予め実施すべきであった安全配慮義務に言及している部分に注目して、その具体的な内容を一覧表に整理した。

1 背景・目的

近年、労働安全衛生法の改正や労災認定基準の改定が行われ、労働者の過重労働に対して、事業者の持つ責任の範囲が拡大している。健康障害の原因が過重労働によるものであるとして行政に対して労災の認定を求める請求例が増加していること及び労働者やその遺族が事業者の安全配慮義務の不履行を根拠に事業者に対して損害賠償訴訟を起こして民事上の責任を追及することが、いずれも珍しくなっていて、事業者責任の拡大を示唆している。さらに、平成 20 年 3 月 1 日に施行された労働契約法第 5 条では「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。」という使用者が労働者の生命・身体等の安全に配慮する義務(安全配慮義務)について明確な法律上の根拠規定が示され、これまで以上に事業者側の責任が問われることとなった。このような情勢の中、産業保健活動の現場では、健康障害を回避しつつ事業者の安全配慮義務を遂行するための実際的で有用な手法が求められている。そこで、平成 18~19 年度に実施した本研究では、「労働判例 DVD」(産労総合研究所)¹⁾を使用して過重労働による健康障害に関して収集した判例を整理した。

事業者の安全衛生法上の義務では、健康診断の実施(同法第 66 条以下)、保健指導等の実施(同法第 66 条の 7、第 66 条の 8)、長時間労働者に対する医師による面接指導の実施(同法第 66 条の 8、第 66 条の 9)などの措置を講ずることに加えて、企業が基礎疾患を持つ者に対する業務の配慮などの適切な措置を講ずるべきことが求められている。しかし、具体的に何をすれば安全配慮義務を果たしたことになるといった特定の措置は規定されておらず、個別の事案によってどのような配慮をすべきであったのかについては、事業者・産業保健従事者が判断していくこととなる。

そこで、前述の判例を見直して事業者・産業保健従事者が配慮るべき内容を具体的に調べて、整理した情報を「過重労働対策ナビ」(<http://www.oshdb.jp/>)に事業者及び産業保健の担当者の安全配慮義務対策として公開することを目的に本研究を実施した。

2 方法

平成 19 年に作成された過重労働による健康障害に関する判例及び再審査請求例データベース計 38 件について、「判決年月日」、「裁判所」、「被災者年齢」、「基礎疾患(=過重労働に従事する

以前から罹患していた疾患)」、「発症疾患(=過重労働により発生したとして訴えられた疾患)」、「疾患の転帰(=死亡や後遺障害等)」、「業務因果関係判断(=裁判所の判決)」、「健康管理面からみた事件の概要」、「健康管理上の注意事項(=使用者が今後気をつけなければならない人事労務管理上の施策のポイント)」、「賠償額(=民事損害賠償訴訟において裁判所が被告に命じた賠償額)」、「訴訟の転帰(=その後の上級審の判決や和解の状況)」を判例のデータベースとして新たに追加した。なお、控訴・上告後について調査できなかつたものは()で示した。詳細は、別紙として次頁以降に示した。

3 結果

損害賠償請求訴訟では、大きく各々1~3項目の安全配慮義務を欠いたとされ、損害賠償命令が下された。内訳として、「基礎疾患有する者への配慮不足」が最も多く10件、「過重労働改善措置不十分」が6件、「労働時間と健康状態の把握が不十分」が3件であった。基礎疾患有する者への配慮不足であった基礎疾患として、高血圧が3件、高脂血症が2件、負傷後(労災)が1件、拡張型心筋症が1件、うつ病が1件、頸肩腕症候群が1件、糖尿病が1件、狭心症が1件、陳旧性心筋梗塞が1件であった(重複事例あり)。過重労働改善措置が不十分だった例は、うつ病4件、高血圧2件、糖尿病1件であった。労働時間と健康状態の把握不十分だった例は、うつ病4件、脳梗塞2件であった。また、原告が敗訴した判例では、「因果関係不明」が8件、「予見不可」が4件、「自己保健義務違反」が3件、その他に過重労働なく、産業医に措置も実施し安全配慮義務違反なかつたなどの例が2件あった。自己保健義務違反と認定された例として、高血圧に対する生活習慣の未改善や治療放棄1件、健康診断受診拒否1件、使用者として長時間労働を禁止する等適切な措置を怠ったが収入を得るために最終的に自分の判断で長時間労働を行つた例1件であった。

4 考察

データベースからは、基礎疾患への配慮が最も重要であることがわかる。特に、精神疾患(うつ病)がある者の自殺、心疾患や脳卒中の既往者の死亡が多く認められた。産業医が保健指導等を行い、十分に配慮した例では原告が敗訴になるなど自己保健義務は労働者に課せられており、日頃から労働者も健康に配慮する努力もしなければ、事業者側への責任は完全には問えないという判例もあり、司法判断として、事業者、労働者共に努力して過重労働に対する健康管理に努めなければならないというメッセージが伺えた。

5 結語

本研究では、平成19年に作成された過重労働による健康障害に関する判例及び再審査請求例データベース計39件について、安全配慮義務に関する情報を含めたデータベースを構築した。個別の事案によって、事業者や産業保健従事者が配慮しておくべきであった事項を整理した。

参考文献

- 1) 産労総合研究所：労働判例 DVD、EOC、2006

1 社会保険庁（うつ病自殺）事件

平成 17 年 9 月 27 日	甲府地裁
被災者年齢	29 歳
基礎疾患	狭心症
発症疾患	心筋梗塞
疾患の転帰	死亡
業務因果関係判断	あり
健康管理からみた事件の概要	自殺を「公務上の死亡」と認定した社会保険庁の判断に瑕疵は認められないから、国はその責を免れないとした
健康管理上の注意事項	社会保険庁に勤務していた公務員がうつ病に罹患し自殺したこととは、①上司が通常の注意をもってすれば、超過勤務、担当業務及び職場環境の実態を正確に把握できたにも拘わらず、漫然と放置したうえ、③さらなる過重な業務を強い人事係への配属換えをし、④遅くとも平成 9 年 3 月末ころには心身の健康に悪影響を及ぼしていたことを容易に認識し得たたにも拘わらず、何らの対応を探らなかつたためとして、安全配慮義務違反を認めた
賠償額	35916921 円
裁判の転帰	平成 18 年 2 月 10 日 東京高裁 和解

2 伊勢市（消防吏員）事件

平成 4 年 9 月 24 日	津地裁
被災者年齢	52 歳
基礎疾患	なし
発症疾患	頸肩腕症候群
疾患の転帰	頸肩腕症候群
業務因果関係判断	あり
健康管理からみた事件の概要	労作性狭心症が完治していない者に負荷の高い運動をさせれば不測の事態が発生する可能性は予見できたとした
健康管理上の注意事項	伊勢市消防本部が実施した極寒期における耐寒訓練は、本人の担当職務以外のものであり、しかも肉体的負担の大きいものであったから、労作性狭心症が完治していない者を参加させる必要性は認めがたいし、また、参加させた場合には不測の事態が発生する予見可能性があったことから、訓練への参加を免除する等の安全配慮義務があったにも拘わらず、これ

賠償額	22811480 円
	を怠り、本人を訓練に参加させ死亡させたとして、安全配慮義務違反を認めた

3 熊野電報電話局事件

昭和 63 年 3 月 30 日	名古屋高裁
被災者年齢	42 歳
基礎疾患	なし
発症疾患	頸肩腕症候群
疾患の転帰	頸肩腕症候群
業務因果関係判断	なし
健康面からみた事件の概要	加齢的変形頸椎症と業務起因性の頸肩腕症候群が相半ばして競合していたとして、安全配慮義務違反を肯定した
健康管理上の注意事項	公社は遅くとも昭和 45 年 7 月には頸肩腕症候群には業務起因性のものが存し、今後も相当数発生するかもしれないことを予見し、あるいは少なくとも予見しうべきであったにも拘わらず、①頸肩腕症候群について定期健康診断を実施する等の対応措置を執らなかったこと、②作業量が増加しても合理化により電話交換手を増員しないなど健康管理を尽くさず、予防措置を執らなかったこと等により、公社の債務不履行、義務違反は明らかとした
賠償額	1500000 円
裁判の転帰	平成 4 年 7 月 14 日 最高裁棄却により高裁判決が確定

4 横浜市立保育園保母事件

平成 5 年 1 月 27 日	東京高裁
被災者年齢	40 歳
基礎疾患	なし
発症疾患	頸肩腕症候群
疾患の転帰	頸肩腕症候群
業務因果関係判断	なし
健康面からみた事件の概要	横浜市立保育園の保母の頸肩腕症候群は市の安全配慮義務違反とした一審判決を否定し、逆転判決を下した
健康管理上の注意事項	保母は、複数の乳幼児の活発な動きに合わせて身体を動かす必要があることから多種多様な動作や姿勢をとることを強いられるけれども、それら動作は短時間に止まり、頸肩腕症候群の認定基準（59 号通達）にいう業務のように、上肢という

身体の特定部位に過大な負担を負わせる性質のものとはいえないことなどを理由として、その保育業務が、頸肩腕症候群の発症や増悪の相対的に有力な原因であるとまでは認定できないとした

裁判の転帰

平成9年11月28日 最高裁 原判決（高裁判決）破棄、高裁へ差戻し

5 川口税務署事件

昭和59年7月2日

東京地裁

被災者年齢

46歳

基礎疾患

なし

発症疾患

頸肩腕症候群

疾患の転帰

頸肩腕症候群

業務因果関係判断

なし

健康面からみた事件の概要

女性職員の業務は、その業務量等からして頸肩腕症候群を引き起こすほど過重であったとは認めがたいとした

健康管理上の注意事項

税務署の女性職員が従事していた加算機業務が頸肩腕症候群の発症の引き金になったことは窺われるけれども、その有力な原因とは認めることはできず、むしろ頸椎椎間板の加齢的変性が主因ではないかとの強い疑いがあり、結果として、当該疾病と業務との間の相当因果関係を認めることはできず、特に配置転換に関して当該女性職員の健康状態の他、年齢、適応力、経験等に考慮すべき義務はないとした

裁判の転帰

平成1年12月26日 東京高裁 棄却。業務との間の相当因果関係を認めることはできないとした

6 郵政省電波監理局事件

昭和61年5月12日

東京地裁

被災者年齢

46歳

基礎疾患

なし

発症疾患

頸肩腕症候群

疾患の転帰

頸肩腕症候群

業務因果関係判断

なし

健康面からみた事件の概要

郵政事務官の頸腕症候群等につき、国はその疾病的発生回避義務及び増悪防止義務を怠ったとはいえないとした

健康管理上の注意事項

専門タイプストの配置換え後その補充がなかったため郵政事務官である事務職員が主に行なうようになったタイプ作業は、その作業量、作業環境から直ちに国が「両前腕手腱鞘炎及び

「頸腕症候群」の発生を予見し得たとはいえないから業務上疾病の発生回避義務を怠ったとは認められず、疾病の発生後には、上司の配慮もあり、また特に過重な業務があったとも認められないことから、国に増悪防止義務の不履行があったとはいえないとした

7 NTT 東日本北海道支店事件

平成 17 年 3 月 9 日	札幌地裁
被災者年齢	59 歳
基礎疾患	陳旧性心筋梗塞・高脂血症
発症疾患	心筋梗塞
疾患の転帰	死亡
業務因果関係判断	あり
健康面からみた事件の概要	研修に参加させたことにより冠状動脈硬化が自然的経過を超えて進行したとして、業務との因果関係を肯定した
健康管理上の注意事項	陳旧性心筋梗塞の既往症があり、合併症として高脂血症に罹患していた労働者に対し、指導区分「要注意（C）」の指定をし、原則として時間外・休日労働を禁止し、過激な運動を伴う業務や宿泊を伴う出張をさせないとしておきながら、2ヶ月以上にわたる宿泊研修に参加させ、2人ないし4人部屋で過ごさせたことは、生体リズム及び生活リズムに著しい変化を生じさせ、過度の精神的、身体的ストレスを与えることが十分予測できたとした
賠償額	33141886 円
裁判の転帰	平成 18 年 7 月 20 日 札幌高裁 棄却。過失相殺の類推適用については、地裁判決で主張していなかったとして、排斥した 平成 20 年 3 月 27 日 最高裁 高裁判決のうち、過失相殺の類推適用の解釈が違法として破棄、高裁へ差戻し 平成 21 年 1 月 30 日 札幌高裁 差戻し審。使用者の過失を 3 割にまで減額した

8 アテスト（ニコン熊谷製作所）事件

平成 17 年 3 月 31 日	東京地裁
被災者年齢	24 歳
基礎疾患	なし
発症疾患	うつ病
疾患の転帰	自殺

業務因果関係判断	あり
健康面からみた事件の概要	労働者の自殺は業務の過重性に基づくうつ病にあるとして、雇用主及び配属先企業に安全配慮義務違反を認めた
健康管理上の注意事項	労働者が死亡している事案において、使用者側が労働者の健康状態の悪化を認識していない場合、気付かなかつたから予見できないとは直ちにいえないのであつて、死亡について業務起因性が認められる以上、労働者の健康状態の悪化を認識していたか、あるいは、それを認識していなかつた（認識していた事実が証拠上認められない）としても、その健康状態の悪化を容易に認識し得たような場合には、結果の予見可能性を肯定してよいとした
賠償額	24889471 円
裁判の転帰	平成 21 年 7 月 28 日 東京高裁 賠償額増額。被告側が上告。

9 オタフクソース事件

平成 12 年 5 月 18 日	広島地裁
被災者年齢	24 歳
基礎疾患	なし
発症疾患	うつ病
疾患の転帰	自殺
業務因果関係判断	あり
健康面からみた事件の概要	使用者は、過酷な労働とならないよう配慮するだけではなく、精神面への影響にも十分配慮すべきとした
健康管理上の注意事項	①平成 7 年は連日の猛暑に加え、作業環境が高温かつ多湿状態にあり劣悪で、慢性疲労を生じやすくなっていたこと、②連日、早朝からの過密かつ長時間労働に従事させ、健康状態の極度の悪化が考えられたこと、③人員配置の不適切さにより精神的負担が増大していたこと、これらはいずれも予見可能であったにもかかわらず、空冷設備の増設等を行わない、上司が心身の不調を疑い然るべき対応をとらない等、適切な改善措置を講じなかつた
賠償額	111112215 円

10 システムコンサルタント事件

平成 11 年 7 月 28 日	東京高裁
被災者年齢	34 歳
基礎疾患	高血圧

発症疾患	脳出血
疾患の転帰	死亡
業務因果関係判断	あり
健康面からみた事件の概要	労働者の健康悪化を知った場合、単に精密検査を受けるよう述べただけでは配慮義務を尽くしたとはいえない
健康管理上の注意事項	使用者は、①労働時間を所定内に抑え、②業務内容の削減及び変更を行い精神的負担を除去し、③適切な人員配置や納期調整を行い過労状態に陥ることを避け、④過労状態にあるときには直ちに受診させるなど、労働者の健康状態悪化を防止すべき安全配慮義務を負っていたにもかかわらず、これらの措置を行わないどころか、逆に、精神的負担の大きいプロジェクトリーダーに任命し、かつ、36協定に反するほどの長時間労働を余儀なくした
賠償額	21580846 円
裁判の転帰	平成 12 年 10 月 13 日最高裁 双方上告するも不受理により高裁判決が確定

11 梶並工務店（脳梗塞死損害賠償）事件

平成 15 年 5 月 29 日	大阪高裁
被災者年齢	56 歳
基礎疾患	高脂血症
発症疾患	脳塞栓
疾患の転帰	死亡
業務因果関係判断	あり
健康面からみた事件の概要	使用者の安全配慮義務違反により死亡した溶接工の損害額を、一審の 3 分の 1 から、4 割の減額が相当とした
健康管理上の注意事項	ガス管理設工事に従事していた労働者が、脳梗塞により死亡した損害について、まず、①使用者は安全配慮義務を負っているから、労働者の身体的な素因等それ自体を過失相殺等の減額事由とすべきではない、としながら、②本件は、労働者も自ら健康保持に努め、心房細動等の治療を受けるべきで、また、②死亡 3 日前の夜間勤務中、その後の労務に支障を生ずるような事故に遭いながら報告していないことから、4 割の過失相殺が相当とした
賠償額	43759689 円
裁判の転帰	(最高裁上告)

12 金港交通事故

平成 17 年 2 月 22 日	横浜地裁
被災者年齢	58 歳
基礎疾患	高血圧
発症疾患	脳梗塞
疾患の転帰	構音障害・左不全片麻痺
業務因果関係判断	あり
健康面からみた事件の概要	高血圧症の基礎疾患有するタクシー運転手が脳梗塞に罹患したのは、過重労働と相当因果関係があると認めた
健康管理上の注意事項	使用者は、その雇用するタクシー運転手の長時間労働を認識しながら、営収増進のためこれを黙認・放置し、むしろ休息日・公休日にも勤務をさせ、また、健康診断の結果、高血圧で治療が必要にあると認識しながら、何らの措置も講じなかった。よって、使用者には安全配慮義務違反があったと認めた一方で、タクシー運転手にも、自分は治療が必要な状態にあることを知りながら、収入を増加させるために自ら長時間労働を継続したと認めた
賠償額	12691072 円

13 真備学園事件

平成 6 年 12 月 20 日	岡山地裁
被災者年齢	43 歳
基礎疾患	悪性高血圧
発症疾患	脳塞栓症
疾患の転帰	死亡
業務因果関係判断	あり
健康面からみた事件の概要	労働者が死亡の素因となるべき基礎的な疾病を有する場合でも、職務と死亡との間の法的な因果関係を認めた
健康管理上の注意事項	高校教諭の高血圧症等の基礎疾患が、入院加療又は仕事量を 6 割低度にまで減らすよう主治医から勧告を受けるほど重篤な状態になっていたところへ、勤務上の一連の負荷が加わり脳内出血を引き起こし死亡に至らせたことは、事業者である学校が健康診断を法定通りに行い、健康診断個人票を作成していれば総合的な健康状況を把握し得た筈であり、これら健康管理を漫然と怠っていた当時の学校の態度は、安全配慮義務に反していたとした
賠償額	12301548 円

14 石川島興業事件

平成 7 年 7 月 31 日	神戸地裁姫路支部
被災者年齢	49 歳
基礎疾患	負傷後（労災）
発症疾患	急性心不全
疾患の転帰	死亡
業務因果関係判断	あり
健康面からみた事件の概要	安全配慮義務とは、本人の申出に拘わらず、労働者の使用という事実により当然に発生するものと判断した 定年退職後、1 年契約で再雇用された男性が急性心不全により死亡したのは、その約 3 ヶ月前に起きた交通事故により閉口障害などの精神的ストレスを抱えたまま復職する際に従前と同様の作業を行う健康状態になかったにもかかわらず、他の作業員と同様の残業、土曜日出勤及び宿日直業務に就いたためであり、事業主としては、主治医と十分に相談し、あるいは産業医による判断を仰いだ上、就業制限等の措置を講ずる義務があったとした
健康管理上の注意事項	定年退職後、1 年契約で再雇用された男性が急性心不全により死亡したのは、その約 3 ヶ月前に起きた交通事故により閉口障害などの精神的ストレスを抱えたまま復職する際に従前と同様の作業を行う健康状態になかったにもかかわらず、他の作業員と同様の残業、土曜日出勤及び宿日直業務に就いたためであり、事業主としては、主治医と十分に相談し、あるいは産業医による判断を仰いだ上、就業制限等の措置を講ずる義務があったとした
賠償額	38096709 円
裁判の転帰	平成 8 年 11 月 28 日 大阪高裁 損害額から、労働者災害補償保険法に基づく給付額の分を控除した

15 川崎製鉄（水島製鉄所）事件

平成 10 年 2 月 23 日	岡山地裁倉敷支部
被災者年齢	44 歳
基礎疾患	なし
症疾患	うつ病
疾患の転帰	自殺
業務因果関係判断	あり
健康面からみた事件の概要	労働者が昇進後、うつ病に罹患し自殺したことについて、業務との因果関係及び安全配慮義務違反を認めた 製鉄所に勤務する労働者が条鋼工程課掛長に昇進後、常軌を逸した長時間労働により心身ともに疲弊してうつ病に罹患し、同製鉄所本館ビル 6 階屋上から飛び降り自殺したことは、使用者はもちろん通常人にも予見することが可能であったというべきであるから、長時間労働とうつ病との間、更にうつ病と自殺との間には、いずれも相当因果関係があると判断した。なお、本人や遺族にも予見可能性等があったとして、損害の 5 割を過失相殺した
健康管理上の注意事項	労働者が昇進後、うつ病に罹患し自殺したことについて、業務との因果関係及び安全配慮義務違反を認めた 製鉄所に勤務する労働者が条鋼工程課掛長に昇進後、常軌を逸した長時間労働により心身ともに疲弊してうつ病に罹患し、同製鉄所本館ビル 6 階屋上から飛び降り自殺したことは、使用者はもちろん通常人にも予見することが可能であったというべきであるから、長時間労働とうつ病との間、更にうつ病と自殺との間には、いずれも相当因果関係があると判断した。なお、本人や遺族にも予見可能性等があったとして、損害の 5 割を過失相殺した
賠償額	52060402 円

裁判の転帰

平成 12 年 10 月 2 日 広島高裁

和解

16 南大阪マイホームサービス（急性心臓死損害賠償）事件

平成 15 年 4 月 4 日

大阪地裁堺支部

被災者年齢

53 歳

基礎疾患

拡張型心筋症

発症疾患

急性心臓死

疾患の転帰

死亡

業務因果関係判断

あり

健康面からみた事件の概要

拡張型心筋症の基礎疾患有する課長の急性心臓死につき、業務との相当因果関係と代表取締役の責任を認めた

健康管理上の注意事項

リフォーム工事会社の資材業務課長が、健康診断からわずか 10 ヶ月で急性心臓死したのは、過重な業務による精神的、肉体的な負荷や疲労の存在及び蓄積が、基礎疾患である拡張型心筋症をその自然経過を超えて増悪させたものとした。また、使用者は、業務の軽減の必要性について何ら検討すらせず、漫然と過重業務を課しており、注意義務違反があるとした。一方で、本人側にも基礎疾患の増悪を放置したとして、損害額の 5 割を減額した

賠償額

19803050 円

裁判の転帰

（大阪高裁控訴、和解）

17 日赤益田赤十字病院事件

平成 15 年 3 月 25 日

広島地裁

被災者年齢

43 歳

基礎疾患

なし

発症疾患

自殺

疾患の転帰

自殺

業務因果関係判断

あり

健康面からみた事件の概要

内科医の自殺につき、使用者に注意義務違反があったということはできないとして、損害賠償請求を棄却した

健康管理上の注意事項

内科副部長として内科診察業務に従事していた熟練医師の投身自殺は、自己が実施した内視鏡造影検査の結果、患者が急性膵炎になりその容体が悪化したことについて自責の念を強めた結果であるから、業務と自殺との間に因果関係があることは明らかとした一方で、医師には、疲労しているという事情以外に異常な点は何ら見受けられなかったから、使用者が

自殺等不測の事態が生じ得る具体的な危険性まで認識し得る状況ではなかったとした

18 日本メール・オーダー事件

平成 16 年 7 月 29 日	東京地裁
被災者年齢	59 歳
基礎疾患	なし
発症疾患	頸肩腕症候群
疾患の転帰	頸肩腕症候群
業務因果関係判断	あり
健康面からみた事件の概要	頸肩腕症候群の再発は安全配慮義務違反と認めつつ、初期自覚症状を申告しなかった労働者にも過失ありとした
健康管理上の注意事項	消費者金融会社の労働者が、頸肩腕症候群により休職し、約 13 年後に職場復帰が認められた後、頸肩腕に過重負担となる業務に異動させられたために頸肩腕症候群が再発したことについて、①使用者は、その業務に従事させるべきではなかったのに異動させ、異動前に症状等を事情聴取せず、異動後も十分に配慮をしなかった点において安全配慮義務違反したが、一方で、②再発の初期自覚症状を申告しなかった労働者にも過失があるとした
賠償額	1462194 円
裁判の転帰	(東京高裁)

19 富国生命保険（第 4 回休職命令）事件

平成 12 年 11 月 9 日	東京地裁八王子支部
被災者年齢	40 歳
基礎疾患	なし
発症疾患	頸肩腕症候群
疾患の転帰	頸肩腕症候群
業務因果関係判断	あり
健康面からみた事件の概要	労働者の頸肩腕障害を業務上のものと認め、一方で、本件 4 回目の休職命令も休職事由を欠くとして無効とした
健康管理上の注意事項	生命保険会社に勤務する労働者が、医師から「業務に起因する頸肩腕障害」と診断されたのを受け、約 1 年 7 ヶ月の間傷病欠勤により休業後、平成 4 年 12 月から職場に復帰した。その後、労災保険の業務上認定を受けるが、使用者が業務上のものとは認めないまま平成 5 年 3 月から計 4 回にわたり休職を命じたが、判決は、①業務と疾病との間には相当因果関

係が存在すると認めるのが相当とし、更に、②4回目の休職命令も無効であるとした

賠償額 4153394 円

20 富士保安警備事件

平成 8 年 3 月 28 日 東京地裁

被災者年齢 70 歳

基礎疾患 高血壓・糖尿病

発症疾患 脳梗塞

疾患の転帰

業務因果関係判断 あり
健康面からみた事件の概要 高血圧症の基礎疾患有する警備員が宿直室にて脳梗塞を発

健康管理上の注意事項

警備業務に従事していた労働者の脳梗塞の発症による死亡は、使用者が、労働基準法及び就業規則に定める労働時間、休日の保障を全く行わず、恒常的な過重業務を行わせながら、採用日以降健康診断を実施せず健康状態の把握を怠った上に、高血圧症の基礎疾患有することを認識できたにもかかわらず、勤務内容等について年齢、健康状態等に応じた作業内容の軽減等適切な措置を全くとらなかった結果として、安全配慮義務違反を認めた

賠償額 10661771 円

21 兵庫県競馬組合事件

昭和 62 年 9 月 10 日 大阪高裁

被災者年齢 35 歳

基礎疾患 なし

発症疾患 頸肩腕症候群

疾患の転帰

健康管理上の注意事項	①わが国においては昭和30年頃から職業性頸肩腕症候群が問題とされるようになったこと、②昭和48年に日本産業衛生学会が発表した検査項目は①の進展に注意すれば容易に知り得たこと、及び③昭和40年代後半には民間企業において頸肩腕症候群のための特殊健康診断を実施するものが現れていることから、使用者は、競馬場での的中馬券の払戻業務に従事し
------------	---

ていた女性労働者の疾病につき、早期発見のためになすべき
相当な配慮を怠った

22 JR 東日本東京総合病院（頸肩腕症候群）事件

平成 10 年 12 月 24 日	東京地裁
被災者年齢	63 歳
基礎疾患	なし
発症疾患	頸肩腕症候群
疾患の転帰	頸肩腕症候群
業務因果関係判断	なし
健康面からみた事件の概要	カルテ整理等の業務により頸肩腕症候群を発症したとして、使用者に対し損害賠償を請求したが、棄却された
健康管理上の注意事項	医事課入院病歴室に配置された病院職員の、①業務内容及び業務量は、過重であったということはできないこと、②頸肩腕症候群は、変形性頸椎症によるものであるとの疑いが否定できること、③その症状は、発症においては業務従事期間と相関関係が認められるものの、業務への従事の有無及び業務量と症状との間に相関関係が認められないこと、などを総合して判断すると、業務との間に相当因果関係があるとすることはできないとした
裁判の転帰	平成 12 年 8 月 28 日 東京高裁 棄却

23 富士電機 E&C 事件

平成 18 年 1 月 18 日	名古屋地裁
被災者年齢	47 歳
基礎疾患	なし
発症疾患	うつ病
疾患の転帰	自殺
業務因果関係判断	なし
健康面からみた事件の概要	うつ病に罹患し自宅療養後、自殺した従業員について、企業の安全配慮義務違反を認めるることはできないとした
健康管理上の注意事項	うつ病に罹患し自殺した技術部第三課長について、①入社後一貫して電気工事の予算管理、原価管理、現場施工管理等の業務に従事してきたベテラン従業員であったこと、②関西支社において既に管理職の経験があったこと等から、職場復帰後、技術課長として処遇されることを承知の上で自ら中部支社への転勤し、そこで従事していた管理職としての業務一般

は、心理的負荷を及ぼすような過重な業務であったと認める
ことはできないとした

裁判の転帰

(名古屋高裁)

24 三菱電機（安全配慮義務）事件

平成 11 年 11 月 25 日	静岡地裁
被災者年齢	67 歳
基礎疾患	高血圧
発症疾患	くも膜下出血
疾患の転帰	四肢片麻痺・要介護状態
業務因果関係判断	なし
健康面からみた事件の概要	くも膜下出血等の発症は使用者の安全配慮義務違反によるものであるとして損害賠償を請求したが、棄却された
健康管理上の注意事項	電気機械器具製造会社の労働者が、50 歳のときに子会社へ出向を命じられ、従事してきた社員寮・社宅等の営繕管理等多岐にわたる業務は、確かに夜間等に緊急処理を求められることもあったが、安全配慮義務違反と評価できるほど過重な業務ではないとした。また、本件は、①高血圧症が業務の配慮を必要とする状態であり、かつ②使用者がこれを知っていたことまで立証しなければならないとして、②の事実を認めることはできないとした
裁判の転帰	(東京高裁)

25 住友林業事件

昭和 56 年 9 月 30 日	名古屋地裁
被災者年齢	38 歳
基礎疾患	なし
発症疾患	急性心筋梗塞
疾患の転帰	死亡
業務因果関係判断	なし
健康面からみた事件の概要	課長補佐の急性心筋梗塞による死について、使用者には予見可能性はなかったとして、何ら過失はないとした
健康管理上の注意事項	自己の体調の異常や健康障害の兆しは自己が真っ先に気付き、本人自らが健康管理の配慮をすべきものであるところ、当該労働者は、①自己の健康に対する過信からか健康診断受診を怠り、②身体の不調を会社関係者に訴えたり、休暇を申し出たりしなかったため、上司、同僚等は本人の身体の不調、容貌上の変化等に気付かなかつた。さらに、同居していた家族

ですら健康障害ましてや死の結果等を予見しうるような状況ではなかった

26 静岡相互銀行事件

昭和 58 年 4 月 27 日	静岡地裁沼津支部
被災者年齢	34 歳
基礎疾患	なし
発症疾患	頸肩腕症候群
疾患の転帰	頸肩腕症候群
業務因果関係判断	なし
健康面からみた事件の概要	頸腕症候群が労災認定されたことを根拠として、使用者に対し、直ちに損害賠償請求が認められるわけではない
健康管理上の注意事項	女子銀行員の頸腕症候群が、業務に起因して発症したものかどうかの判断については通達により、①作業態様については、当該疾病を発症させる要因となりうるものであると認められるが、②作業従事期間及び業務量については、明らかに通達の基準に達していないことはもちろん、女子行員としての通常の業務量の範囲内に過ぎず決して過大なものではなかったと考えられることから、業務起因性を肯定するのは困難とした

27 全国電気通信労組事件

平成 2 年 9 月 19 日	東京地裁
被災者年齢	29 歳
基礎疾患	なし
発症疾患	頸肩腕症候群
疾患の転帰	頸肩腕症候群
業務因果関係判断	なし
健康面からみた事件の概要	労働組合の女性書記職員の頸腕症と業務及び職場環境との間には、相当因果関係は認められないとした
健康管理上の注意事項	労働組合の女性書記職員の頸腕症に業務起因性が認められれば、私傷病として取り扱った休職期間満了による解雇処分がそもそも無効となるばかりではなく、安全配慮義務違反ないし不法行為上の責任も問題となり、業務起因性が認められない場合であっても、復職の申し出があったにもかかわらず復職を認めず 3 年間の休職期間満了による解雇とした判断が妥当かどうかが争点であったが、判決は、業務起因性を否定し、解雇を有効とした

28 日本たばこ産業事件

平成 3 年 8 月 26 日	静岡地裁浜松支部
-----------------	----------